

学校感染症による出席停止

＝出席停止と臨時休業＝

【学校感染症とは】

感染症の予防に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」があり、これは学校にも適応され、一般公衆衛生の要請する範囲において感染症対策の緊急性と強行性を保証しています。

しかし、集団で生活する学校においては、一般公衆衛生法規の要求する以上に感染症の蔓延に留意しなければなりません。そこで、「学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)」では、一般公衆衛生法規には規定されていない学校感染症(学校で特に注意が必要な感染症)の予防と蔓延防止に関して必要な事項を定めています。

【出席停止とは】

学校で感染症が発生した場合、罹患者の早期回復と感染拡大を防止し健康的な教育環境を維持するために、出席停止の措置を講じ、感染症の蔓延を防ぎます。

学校保健安全法第十九条には、「**校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令の定めるところにより、出席を停止させることができる**」と規定されています。出席停止の指示は校長が学校医やその他の医師の意見に基づいて行います。

* 出席停止は欠席・欠課の扱いにはなりません。

【臨時休業とは】

学校保健安全法第二十条では「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」と規定しています。

出席停止よりも強力な感染症の予防措置をとることにより感染症の蔓延を防ぎます。

いわゆる学級閉鎖、学年閉鎖の措置です。

【学校感染症の種類と出席停止期間】

学校保健安全法施行規則第十八条により、以下の感染症に罹患した場合は出席停止となります

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	1 エボラ出血熱 2 クリミア・コンゴ出血熱 3 痘そう 4 南米出血熱 5 ペスト 6 マールブルグ病 7 ラッサ熱 8 急性灰白髄炎(ポリオ) 9 ジフテリア 10 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウィルスに限る) 11 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児においては 3 日)を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	5 風しん	発疹が消失するまで
	6 水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	7 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	8 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	それがないと認めるまで
第三種	1 コレラ 2 細菌性赤痢 3 腸管出血性大腸菌感染症 4 腸チフス 5 パラチフス 6 流行性角結膜炎 7 急性出血性結膜炎 8 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 上記以外であっても、感染症の診断を受け、主治医より「登校を控えるよう」指示があったならば学校にご連絡ください